令和７年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金の交付における審査等要領

１．趣旨

　令和７年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金交付要綱別表③の事業の補助金交付にかかる審査、採択および交付額調整の基準については、本要領で規定するものとします。

２．採択および審査の基準

本事業について採択する事業は、以下の①～④すべてに適合するものに限ります。

|  |  |
| --- | --- |
| 採択の基準 | 内容 |
| ①事業の実現性 | 本事業を実施するにあたり、実現可能な事業計画が立案できているもの。 |
| ②本補助金事業の趣旨との合致 | 申請された事業計画の効果が、交付要綱に定める本事業の趣旨と合致しているもの。 |
| ③遵法性 | 事業計画内容が漁業に関する法令に反していないもの。 |
| ④資源管理協定への参加 | 申請された事業を実施する団体の構成員が主として所属する漁協が資源管理協定を締結しているもの。 |

また本事業において採択する団体は8者を上限とします。そのため、上の基準を満たす応募が9者以上あった場合は以下の⑤～⑦について審査し、該当する項目が多い上位8者を優先して採択します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査の項目 | 内容 |
| ⑤女性活躍 | 構成員の半数以上が女性であるとともに、女性が活躍する事業計画内容であるか。 |
| ⑥浜の活力再生プラン（以下、「浜プラン」という。） | 活動地域において有効な浜プランが作成されているとともに、申請された事業が活動地域の浜プランに沿った事業計画となっているか。 |
| ⑦活動内容 | 申請された事業計画が、交付要綱で補助対象として明記されている、普及宣伝（PR 活動、体験漁業等）または販売促進(イベント出展、小売事業等)に関するものであるか。 |

　なお、審査の結果、同等の優先順位の団体が存在する場合は、事業実施人数が多いグループを採択します。人数が等しい場合は、抽選により採択者を決定します。

３．交付額調整の基準

複数の交付申請があり、かつ交付申請額の合計が400千円を超える場合は、交付下限額(50千円)を確保しつつ、交付の合計額が400千円以内となるよう、交付額の調整を行います。

　交付額の調整は、以下の(1)～(3)の手順で行います。

(1)

各団体の交付申請額から交付下限額の50千円を引いた額の比を算出する。

(2)

交付上限額(400千円)から各団体に交付する最低額の合計（50千円×団体数）を引いた額を算出。

(3)

(2)の額を(1)で算出した値の比で分配し、50千円に加える。千円未満は切り捨てとする。

（参考図）

(3)(2)の額を(1)の比で分配

(2)400千円から交付最低額を引いた額を算出

(1)50千円を超えた分の額の比を計算



（具体例）

・A者から200千円、B者から200千円、C者から50千円の申請があった場合。



※８者から交付申請があった場合、申請額に応じて分配する額が0円となるため、各申請者に交付される額は一律50千円となります。